

函館市自治基本条例（原案）に対するパブリックコメント手続の実施結果について

案 件 名	函館市自治基本条例（原案）
募 集 期 間	平成21年6月15日（月）～7月31日（金）
担 当 課	総務部行政改革課
意見提出者数	個人（持参）1人・2件，個人（郵送）1人・11件， 個人（E-mail）2人・6件 計4人・19件

函館市自治基本条例（原案）に対する意見

	意見の概要	市の考え方
1	<p>第2条関係</p> <p>条例（原案）第2条で「市民」を「市内に住所を有する者，市内に通勤し，または通学する者および市内で活動する法人その他の団体」と定義していますが，極めて曖昧な定義で，市内でピラ配りをする運動家，或いはその所属する団体までも市民と捉えることが出来ますし，条例（原案）第16条により，そうした「市民は，自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有し」，「市が保有する情報について知る権利を有する」とされ，地方自治法による「住民」の定義が故意に拡大されて定義されていますが，住民と別に市民を定義する必要性以上に，危険性の方が大きいと考えます。 市民の定義は地方自治法に定める「住民」とすべきです。</p>	<p>「市民」の定義につきましては，自治基本条例策定検討委員会においても，いろいろと議論があったところですが，これからの「まちづくり」には市内に住所を有する者に限らず，通勤・通学する人や，市内で活動する法人その他の団体も主体的に携わるべきとの趣旨でこのように定義したものです。 先人が築き上げてきたこのまちが，更に輝き，だれもが安心して豊かに暮らせる函館，夢と希望にあふれ，心はずむ函館となるよう，次の世代に引き継いでいくために，「まちづくり」に関する活動をする個人・団体は「市民」と定義付けてよいものと考えます。</p>
2	<p>函館市の主体を納税者たる市民であることを明示すること。</p>	
3	<p>外国人居住者の取り扱いを明確にすること。</p>	
4	<p>第3条関係</p> <p>条例（原案）第3条において，「市は，条例，規則等の制定，改正または廃止に当たっては，この条例との整合を図らなければならない」として他の条例に基本条例との整合性を求めています。様々な問題点が指摘されて議会で否決されたり，制定されたものを改廃しようとする動きがあるような自治基本条例の理念を他の条例にまで及ぼそうとするもので危惧の念を抱かざるを得ません。 そのような目的での条文を設けることには反対です。</p>	<p>この条例（原案）の目的は第1条で規定しているとおり，「市民自治の基本理念および基本原則を示すとともに，市民，議会および市長等の役割，責務等を定め，ならびに行政運営の基本事項を明らかにすることにより，市民自治によるまちづくりの推進を図り，もって安全で安心な，豊かに暮らせる，活力のある地域社会を実現すること」です。 この条例の趣旨については，これからのまちづくりには必要不可欠な視点であると考えていますので，今後の各種施策の実施や条例・規則の制定・改廃の際には，この条例（原案）の趣旨を十分に尊重すべきとしました。</p>

意見の概要		市の考え方
10	<p>条例全般</p> <p>今回の条例原案についての感想は、市民が大きく関わる画期的な条例にも関わらず、今ひとつ親しみが感じられず、いかにも行政がつくった条例という感じがしてなりません。条例全体の内容については、他の自治体の条例と比較しても遜色はないのですが、主語（市、市長等、本市など）の使い分けと各条文の関係が複雑で、何度か読まないとう理解できないところが見受けられます。もう少し市民側の視点にたって、わかりやすい文章構成に整理されることを望みます。</p>	<p>自治基本条例におきましては、有識者や市民公募などの委員で構成された自治基本条例策定検討委員会において、40回にもおよぶ議論を重ね、まさしく市民とともに作り上げてきた条例であると認識しております。条例（原案）の作成にあたっては、これまでの本市の条例と比較し、平易な言葉で市民のみなさんに親しみやすい条例となるよう、検討委員会からの提言をできる限り尊重しておりますが、「条例」であることから、一定の法的な制約があることもご理解いただきたいと思います。</p>

その他の意見

意見の概要		市の考え方
11	<p>不要、不急の区別を認識し、無駄を省いて函館市と市議会議員、そして市民との共通認識を計り行財政の健全化計画をトップに据えること。</p>	<p>条例とは直接関係ないご意見と判断しますが、今後の市政運営のための貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
12	<p>市議会委員の海外出張は避けることとし、必要があるときは市民の代表を随伴させること。ただし、姉妹都市交流等の必要がある場合の出張は別途考慮する。</p>	
13	<p>議会で解決の出来ない難問題や大規模の不動産の処分と購入等の解決に市民の代表者と専門家を参加させること。</p>	
14	<p>納税者たる市民参加型の市政運営で市民とのコミュニケーションを深め活性化させ、市民からの意見を尊重すること。</p>	
15	<p>市民の中から行政監査員制度（仮称）を適用し、市行政の成果を報告させて行政の効率化と無駄の徹底的な排除を図ること。</p>	
16	<p>函館市民の社会的なルールやマナーの向上を図るために小学校から中学校の中で教育する時間を設けること。</p>	
17	<p>自然環境条例，自然景観条例，自然地形条例を制定して歴史的な町並みの保全と，自然災害，人工災害から住民を守る厳しい罰則を含めた条例を作成すること。</p>	
18	<p>大都市ではあまり影響は語られないが，行政区域外から通勤する市職員に対しては市民税等の公平な税の負担を求めること。（例えば通勤手当の最高支給額の限度を少なくするなど）</p>	
19	<p>災害時の連鎖被害を防ぐために，高層建築物（商業ビル・ホテル）等の高さの制限を厳しく定め，安全が市民全体のものであることを内外に告知すること。（防災上）</p>	

意見等を考慮した結果の修正案	「努める」など，規定する箇所によって語尾が違っていたため，使い方を整理したうえで修正しました。（別紙参照）
結果の配布場所	総務部行政改革課（市役所本庁舎 6 階）
お問い合わせ先	総務部行政改革課 TEL 0138(21)3668 FAX 0138(23)6405

自治基本条例の語尾の修正について(案)

語尾の整理について

行政部門と市民の役割・責務を明確に区分するため、「市，市長等，議会，議員，職員」の行政部門については，特に理由のある場合を除き，努力義務的な言い方ではなく，義務的な言い方となる“～なければなりません”で結んでいます。ただし，条項の第2項以降で第1項の手法等を規定している条項等については，第1項の末尾で読むこととし，第2項以降では“ます”としています。

また，「本市，市民（主語に市民を含むもの）」については，努力義務的な言い方となる“～ます”としています。

なお，努力義務規定以外の語尾は“ます”で結んでいます。

「市，市長等，議会，議員，職員」・・・・・・・・・・・・・・・・・・～なければなりません。

「本市」，「市民」および主語に「市民」を含むもの・・・・・・～ます。

修正前	修正後
<p>（情報の提供） 第6条 市は，まちづくりについて市民と共通の認識を持つために，保有する情報を市民に積極的かつ迅速に，分かりやすく提供するように努めます。</p>	<p>（情報の提供） 第6条 市は，まちづくりについて市民と共通の認識を持つために，保有する情報を市民に積極的かつ迅速に，分かりやすく提供するように努めなければなりません。</p>
<p>（情報の公開） 第7条 市は，保有する情報について，市民の知る権利を保障し，個人情報等の公開できない情報を除き，公開します。</p>	<p>（情報の公開） 第7条 市は，保有する情報について，市民の知る権利を保障し，個人情報等の公開できない情報を除き，公開しなければなりません。</p>
<p>（総合計画） 第22条 市長等は，将来を見据えた，総合的で計画的な行政運営を図るため，総合計画（議会の議決を経て定める基本構想ならびにその実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画をいいます。以下この条において同じ。）を策定します。</p>	<p>（総合計画） 第22条 市長等は，将来を見据えた，総合的で計画的な行政運営を図るため，総合計画（議会の議決を経て定める基本構想ならびにその実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画をいいます。以下この条において同じ。）を策定しなければなりません。</p>
<p>（個人情報の保護） 第27条 市は，市民の基本的な人権を擁護するため，保有する個人情報を適切に管理し，保護します。</p>	<p>（個人情報の保護） 第27条 市は，市民の基本的な人権を擁護するため，保有する個人情報を適切に管理し，保護しなければなりません。</p>
<p>（行政評価） 第28条 略</p> <p>2 市長等は，行政評価の実施に当たっては，市民，有識者等による外部評価の仕組みを整備するように努めなければなりません。</p>	<p>（行政評価） 第28条 略</p> <p>2 市長等は，行政評価の実施に当たっては，市民，有識者等による外部評価の仕組みを整備するように努めます。</p>
<p>（危機管理） 第33条 略</p> <p>2 市長等は，危機管理体制を強化するため，市民，関係団体等との連携を図り，その協力が得られるよう努めなければなりません。</p>	<p>（危機管理） 第33条 略</p> <p>2 市長等は，危機管理体制を強化するため，市民，関係団体等との連携を図り，その協力が得られるよう努めます。</p>
<p>第37条 略</p> <p>2 市長は，前項の規定により検討し，および必要な措置を講ずるに当たっては，市民を主体とした検討組織を設け，その意見を聴かなければなりません。</p>	<p>第37条 略</p> <p>2 市長は，前項の規定により検討し，および必要な措置を講ずるに当たっては，市民を主体とした検討組織を設け，その意見を聴くものとします。</p>

今後，上記のほか，議案の提案前に法制的な修正を行う可能性があります。